福岡県公報

令和三年十二月二十一日
第二百六十号
増刊①

目次

規則

○福岡県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則（行政経営企画課）……一

規則

福岡県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年十二月二十一日

福岡県知事　服部　誠太郎

福岡県規則第五十号

福岡県行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則

福岡県行政不服審査法施行細則（平成二十八年福岡県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿印」を「氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿」に改める。

様式第二号中「審査請求人（参加人）＿＿＿＿＿＿＿＿印」を「審査請求人（参加人）＿＿＿＿＿＿＿＿」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

定期発行日　毎週火金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部行政経営企画課　（電話 092－643－3028）
〔作成〕〒812－0011　福岡市中央区高砂一丁目６－１９　株式会社西日本高速印刷　（電話 092－531－1766）